



佐賀県公報

平成17年
3月16日
(水曜日)
第 12580号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 佐賀県知事の所管に属する学校法人及び私立学校法第六十四条第一項において準用する同法第二十六条第二項の規定に基づき、佐賀県知事の所轄に属する学校法人及び同法第六十四条第四項の法人の行うことのできる収益事業の種類 (昭和三十二年佐賀県告示第二百九十九号) は、廃止する。
- 生活保護法に基づく医療機関の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (一二九・長寿社会課) 四
- 渔船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (一三〇・生産者支援課) 五
- 道路の区域の変更 (一三一・道路課) 五
- 道路の供用開始 (一三二・〃) 六
- 道路の区域の変更 (一三三・〃) 六
- 道路の供用開始 (一三四・〃) 六
- 道路の区域の変更 (一三五・〃) 六
- 道路の供用開始 (一三六・〃) 七
- 道路の供用開始 (訓令・一一〇) 九
- 人事委員会事項
- 佐賀市土地改良区営土地改良事業計画変更決定
- 換地を非農用地区域内に定めるべき土地の指定
- 証紙売りさばき業務の廃止
- " "

○ 告 示

● 佐賀県告示第百二十六号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第一項及び同法第六十四条第五項において準用する同法第二十六条第二項の規定に基づき、佐賀県知事の所轄に属する学校法人及び同法第六十四条第四項の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

なお、学校法人の行う収益事業の種類（昭和三十一年佐賀県告示第二百九十九号）は、廃止する。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

第一 私立学校法第二十六条第一項の規定により佐賀県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益事業（以下「収益事業」という。）は、第二に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一百二十二号）に規定する営業及びこれに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人等の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 四 学校法人等以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの
- 五 当該学校法人等の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第二 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業
 - 二 林業
 - 三 漁業
 - 四 鉱業
 - 五 建設業
 - 六 製造業（武器製造業を除く。）
 - 七 電気・ガス・熱供給・水道業
 - 八 情報通信業
 - 九 運輸業
 - 十 卸売・小売業
 - 十一 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
 - 十二 不動産業（建物売買業、土地売買業を除く。）
 - 十三 飲食店、宿泊業（遊興飲食店を除く。）
 - 十四 医療、福祉
 - 十五 教育、学習支援業
 - 十六 複合サービス事業
 - 十七 サービス業（他に分類されないもの）（遊戯場を除く。）
 - 第三 第二の各号に掲げる事業には、当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を含まないものとする。
 - 第四 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。
- 佐賀県告示第百二十七号
- 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
- 平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 佐賀市木原三丁目二番十一号
名 称 医療法人純伸会	名 称 デイサービスセンター好日苑
所在地 佐賀市木原三丁目二番十一号	所在地 佐賀市木原三丁目二番十一号
サービスの種類 指定通所介護	サービスの種類 指定通所介護
(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 武雄市武雄町大字富岡七千七百二十四番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 医療法人整肢会	名 称 副島整形外科クリニック通所リハビリテーションセンター骨
所在地 武雄市武雄町大字富岡七千七百二十四番地一	所在地 武雄市武雄町大字富岡七千七百二十四番地一
サービスの種類 指定通所リハビリテーション	サービスの種類 指定通所リハビリテーション
(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三
名 称 有限会社ヒューム	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 佐賀市金立町大字金立千八百五十五番地二	名 称 ホームヘルプサービスみづき
サービスの種類 指定訪問介護	所在地 佐賀市金立町大字金立千八百五十五番地二
(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	サービスの種類 指定訪問介護
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん	名 称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん

五	(一)	所在地	唐津市久里二千四十二番地二	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		所在地	唐津市佐志石ケ元二千百十九番二
(二)	(一)	名称	宅老所久里の木	サービスの種類 指定通所介護	(一)	名称	株式会社コムスン
(三)	(一)	所在地	唐津市久里二千四十二番地二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護
(四)	(一)	指定年月日	平成十七年三月一日	(一)	指定年月日	平成十七年三月一日	(一)
(五)	(一)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地		(二)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地		(二)
(六)	(一)	所在地	武雄市武雄町大字富岡七千五百六十三番地一	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(一)	所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号
(二)	(一)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(二)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(二)
(三)	(一)	名称	宅老所かわら	サービスの種類 指定通所介護	(一)	名称	株式会社コムスン
(四)	(一)	指定年月日	平成十七年三月一日	(二)	指定年月日	平成十七年三月一日	(一)
(五)	(一)	所在地	武雄市武雄町大字富岡九千六百四十九番地一	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二)	所在地	神埼郡神埼町田道ヶ里二千八百九十二番地一
(六)	(一)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(三)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(三)
(七)	(一)	名称	有限会社リアライズ	サービスの種類 指定通所介護	(一)	名称	株式会社コムスン
(八)	(一)	所在地	唐津市相賀二千三百二十五番地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二)	所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号
(九)	(一)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(二)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(二)
(十)	(一)	名称	グループホーム花園	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	(一)	名称	株式会社コムスン
(十一)	(一)	所在地	唐津市相賀五千百三十四番地二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二)	所在地	神埼郡神埼町田道ヶ里二千八百九十二番地一
(十二)	(一)	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護		(三)	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護		(三)
(十三)	(一)	指定年月日	平成十七年三月一日	(一)	指定年月日	平成十七年三月一日	(一)
(十四)	(一)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地		(二)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地		(二)
(十五)	(一)	名称	株式会社サンライズ	サービスの種類 指定通所介護	(一)	名称	株式会社コムスン
(十六)	(一)	所在地	福岡県福岡市中央区赤坂二丁目四番三号	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二)	所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号
(十七)	(一)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(三)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(三)
(十八)	(一)	名称	グループホーム伸&茉衣	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	(一)	名称	株式会社コムスン
(十九)	(一)	所在地	小城市三日月町甲柳原百七十番地二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二)	所在地	神埼郡神埼町田道ヶ里二千八百九十二番地一
(二十)	(一)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(三)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類		(三)
(二十一)	(一)	指定年月日	平成十七年三月一日	(一)	指定年月日	平成十七年三月一日	(一)

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社森

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里千八百十一番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 グループホームいこいの森

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里千八百十一番地
サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、

次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
吉田内科クリニック	唐津市紺屋町一六七五番地二	平成一七・二・一
光増耳鼻咽喉科医院	佐賀郡川副町大字鹿江一一六三番地一七五	平成一七・二・一
はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四	〃
いけだ歯科医院	伊万里市伊万里町甲一九番地一	平成一七・二・一
山本調剤薬局	佐賀市水ヶ江二丁目一〇番三〇号	平成一六・六・一

●佐賀県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	新 前田病院	新 前田病院	新 前田病院
吉田内科クリニック	佐賀市高木瀬東三丁目四〇九番地一	平成一七・二・四	前田病院長生園分院	伊万里市立花町二七四二番地	平成一七・二・一
やまだ耳鼻咽喉科	佐賀市川副町大字鹿江一一六三番地一七五	平成一七・二・一			
くさば耳鼻咽喉科	唐津市紺屋町一六七五番地二	平成一七・二・一			
クリニック	佐賀郡川副町大字鹿江一一六三番地一七五	平成一七・二・一			
はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四	平成一七・二・一			
医療法人いけだ歯科医院	伊万里市伊万里町甲一九番地一	平成一七・二・一			

● 佐賀県告示第百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の二のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

加入区名	発起人	住所	氏名	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合名	
				白石町北明	加入区
竜王加入区	白石郡白石町大字築切四三六二番地	杵島郡白石町大字築切四三六二番地	川崎 静男	川崎 光義	合
白石町北明	杵島郡白石町大字遠江三五二七番地	杵島郡白石町大字深浦五一七九番地	大隈文夫	大隈文夫	竜王加入区
白石町北明	杵島郡白石町大字深浦五一八三番地	東松浦郡玄海町仮屋五四九番地	岩永政幸	岩永政幸	仮屋加入区
唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	東松浦郡玄海町仮屋六七二番地	東松浦郡玄海町仮屋六七二番地	山下 隆茂	山下 隆茂	唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三
唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	唐津市肥前町鶴牧一二三〇〇番地三	唐津市肥前町鶴牧一二三〇〇番地三	宮崎 孝俊	宮崎 孝俊	北原 義徳
唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	岩下 功	岩下 功	入野加入区
唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	唐津市肥前町星賀乙一二三〇〇番地三	仮屋漁業協同組合	仮屋漁業協同組合	佐賀県知事 古川 康

● 佐賀県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年三月十六日から平成十七年四月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

県道 山本波多津線		道路の種類 及び路線名	道路の 間	区間の 変更前	区間の 変更後	区域	幅員 メートル	延長 メートル
唐津市山本字鍛冶ヶ谷九二番四地先 から ○番一地先まで								
前	後			三六・〇	三六・〇	区	区	区
九・八	九・八	二六・〇	二六・〇	八・〇	八・〇	域	域	域
				一〇五・〇	一〇五・〇			
				一〇〇・二	一〇〇・二			

二 指定漁船調書の縦覧

●佐賀県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年三月十六日から平成十七年四月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山本波多津線	唐津市山本字鍛冶ヶ谷九二番四地先から 唐津市相知町牟田部字坊中谷二三七〇番一地 先まで	平成一七・三・一六

●佐賀県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年三月十六日から平成十七年四月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	道路の種類 及び路線名	
			区間	道路の区
県道 佐世保嬉野線	武雄市西川登町大字神六字鑄物師二一八五番二地先から 藤津郡嬉野町大字下宿字山ノ成三〇八番一地先まで	平成一七・三・一六	武雄市西川登町大字神六字鑄物師二一八五番二地先から 藤津郡嬉野町大字下宿字山ノ成三〇八番一地先まで	武雄市西川登町大字神六字鑄物師二一八五番二地先から 藤津郡嬉野町大字下宿字山ノ成三〇八番一地先まで
			前	後
			三七・六	六九・五
			五・六	一二・一
			一、三五四・六	一、〇九〇・八

●佐賀県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年三月十六日から平成十七年四月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	道路の種類 及び路線名	
			区間	道路の区
県道 佐世保嬉野線	武雄市西川登町大字神六字鑄物師二一八五番二地先から 藤津郡嬉野町大字下宿字山ノ成三〇八番一地先まで	平成一七・三・一六	武雄市西川登町大字神六字鑄物師二一八五番二地先から 藤津郡嬉野町大字下宿字山ノ成三〇八番一地先まで	武雄市西川登町大字神六字鑄物師二一八五番二地先から 藤津郡嬉野町大字下宿字山ノ成三〇八番一地先まで
			前	後
			三七・六	六九・五
			五・六	一二・一
			一、三五四・六	一、〇九〇・八

●佐賀県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

この区域を表示した図面は、平成十七年三月十六日から平成十七年四月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間			変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル	○ △ × ■	
	区	間	の					
一般国道 116号	三養基郡みやき町大字西島字土居外 番三地先から 外二ノ角五二七二番一地先まで	後	一九・七 一一・一一	四六一・五	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とおり公告する。 関係書類は、平成17年4月28日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。			
一般国道 116号	三養基郡みやき町大字西島字土居外 三養基郡みやき町大字江口字杉土居 外二ノ角五二七二番一地先まで	前	一七・〇 一五・〇	四一一〇・一				

平成17年3月16日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 こども未来支援会

(2) 代表者の氏名 古賀 達之

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目134番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鳥栖市内の子どもに対して、楽しく安全に過ごせる放課後の場を提供し、心身ともに健やかな発達を援助することにより、子どもの健全なる育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公 告する。

関係書類は、平成17年4月25日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年3月16日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成17年2月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 ゆたたり

(2) 代表者の氏名 米田 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1430番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域在住の高齢者や身障者が、その機能の如何にかかわらず、各人なりの充実した在宅生活を営むことができるよう、高齢者・身障者本人や、その家族に対して、日々の暮らしの負担を軽減し、個々人の環境に応じて様々に発生する問題点を解消し、より快適な生活が送れるようにするための事業を行い、押し付けでない、眞に利用者の要望に合致した地域の福祉事業の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（ほ場整備 払い手育成型）兵庫北部地区における次の土地は、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成十七年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

1	縦覧に供する書類	佐賀市土地改良区営土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し
2	縦覧の期間	平成17年3月17日から平成17年4月14日まで
3	縦覧の場所	佐賀市役所

平成17年3月16日（水）

佐賀県賀佐

佐賀市巨勢町大字高尾99番地 3 佐賀市土地改良区理事長 川副久萬夫から認可申請の佐賀市土地改良区営土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積	摘要
佐賀市	若宮	一本杉	2490-2	田	田	8.32m ²	仮地番 若宮800-1
"	"	二本黒木	2622-1	"	"	163m ²	仮地番 若宮800-2
"	"	"	2622-2	"	"	151m ²	
"	"	傍示	2623-1	"	"	594m ²	
"	"	三本松	2224	"	"	203m ²	仮地番 若宮800-3
"	"	五本松	2362-1	"	"	686m ²	仮地番 若宮800-4
"	"	三本松	2366-1	"	"	128m ²	

平成17年3月16日(水)

"	"	五本杉	1893-3	"	"	1003m ²	仮地番 若宮800-5 仮地番 若宮800-6 仮地番 若宮800-7 仮地番 若宮800-8 仮地番 若宮800-9	"	"	六本柳	608	"	"	524m ²	仮地番 若宮800-23 仮地番 若宮800-24			
"	"	一本松	1925-7	"	"	14m ²	仮地番 若宮800-10 仮地番 若宮800-11 仮地番 若宮800-12 仮地番 若宮800-13	"	"	二本松	2270-1	"	"	656m ²	仮地番 若宮800-23 仮地番 若宮800-24			
"	"	屋敷副	2199-2	"	"	424m ²	仮地番 若宮800-14 仮地番 若宮800-15	佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号) 第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。		平成17年3月16日		佐賀県知事 古川 康		注) 摘要欄は非農用地区域の位置				
"	"	二本杉	2312-1	"	"	1023m ²	仮地番 若宮800-14 仮地番 若宮800-15	売りさばき人の 氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日	佐賀県城信用組合 専務理事 早田四郎	佐賀市城内一丁目1 番59号	佐賀市城内一丁目1 番59号	平成17年 3月18日			
"	"	五本松	2262-1	"	"	655m ²	仮地番 若宮800-15	富田瓊子	唐津市坊主町433番 地1	唐津市坊主町433番 地1	平成17年 3月18日	佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号) 第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。	平成17年3月16日	佐賀県知事 古川 康	売りさばき人の 氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
"	"	二本松	1999-2	"	"	52m ²	仮地番 若宮800-16 仮地番 若宮800-17 仮地番 若宮800-18 仮地番 若宮800-19 仮地番 若宮800-20	佐賀中部自動車学校 株式会社 代表取締役 長谷部 肥	野442番地4	野442番地4	平成17年 3月11日	佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号) 第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。	平成17年3月16日	佐賀県知事 古川 康	売りさばき人の 氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
"	"	二本黒木	2520-2	"	"	33m ²	仮地番 若宮800-16 仮地番 若宮800-17 仮地番 若宮800-18 仮地番 若宮800-19 仮地番 若宮800-20	佐賀中部自動車学校 株式会社 代表取締役 長谷部 肥	野442番地4	野442番地4	平成17年 3月11日	佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号) 第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。	平成17年3月16日	佐賀県知事 古川 康	売りさばき人の 氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
"	"	二本松	1909-2	"	"	1045m ²	仮地番 若宮800-16 仮地番 若宮800-17 仮地番 若宮800-18 仮地番 若宮800-19 仮地番 若宮800-20	佐賀中部自動車学校 株式会社 代表取締役 長谷部 肥	野442番地4	野442番地4	平成17年 3月11日	佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号) 第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。	平成17年3月16日	佐賀県知事 古川 康	売りさばき人の 氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
"	"	一本杉	554-3	"	"	464m ²	仮地番 若宮800-21 仮地番 若宮800-22	佐賀中部自動車学校 株式会社 代表取締役 長谷部 肥	野442番地4	野442番地4	平成17年 3月11日	佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号) 第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。	平成17年3月16日	佐賀県知事 古川 康	売りさばき人の 氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日

○人事委員会事項

●佐賀県人事委員会訓令第一号

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十六日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

別表中第二十一号を第二十七号とし、第十八号から第二十号までを六号ずつ繰り下げ、第十七号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 特地勤務手当支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十号）第八条の規定による報告の受理に関すること。

別表中第十六号を第二十一号とし、第十五号を第二十号とし、第十四号を第十九号とし、同表第十三号中「佐賀県職員の任用に関する規則（昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号）」を「任用規則」に改め、同号を同表第十八号とし、同表中第十二号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 佐賀県職員の任用に関する規則（昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号。以下「任用規則」という。）第六条第二項に掲げる職のうち、副課長（同相当職を含む。）以下の職への採用の選考に関すること。

同表中第十一号を第十五号とし、第八号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、第七号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 不服申立規則第八条第一項及び第九条第二項に規定する答弁書の收受及び発送に関すること。

別表中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、及び発送に関すること。

一号の次に次の二号を加える。

二 措置要求書の補正に関すること。

三 勤務条件に関する措置の要求に係る意見書又は反論書の收受及び発送に

関すること。

この訓令は、公布の日から施行する。

事務局

附則